

愛川町と三井住友海上火災保険株式会社との包括連携に関する協定書

愛川町（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社神奈川支社（以下「乙」という。）とは、次のとおり、協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、相互の連携を強化し、地域一層の活性化及び町民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を連携して取り組むものとする。

- (1) SDGs推進に関すること
 - (2) 防災・減災及びリスクマネジメントに関すること
 - (3) 地域産業の振興・支援に関すること
 - (4) 子育て支援に関すること
 - (5) 観光振興に関すること
 - (6) 環境保全に関すること
 - (7) 健康増進、高齢者・障がい者支援に関すること
 - (8) 地域の安全・安心に関すること
 - (9) その他、地域の活性化及び町民サービスの向上に関すること
- 2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に実施・促進するため、定期的に協議を行い、具体的な取組内容、実施方法および費用負担その他の条件については別途取り決めるものとする。
- 3 乙は、第1項各号に定める取組の一部を、甲と協議のうえ、乙の関係会社を実施させることができる。

（機密保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により相手方から受領した情報について、第1条に定める目的の範囲内でのみ使用するものとし、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1) 相手方から受領したときに既に公知となっていたもの、又は相手方から受領後、自らの故意または過失によらずして公知となったもの
- (2) 相手方から受領したときに既に保有していたもの、又は相手方から受領後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
- (3) 法令により開示をもとめられたもの

2 甲及び乙は、本協定が第5条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による機密保持の義務を負う。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から2022年3月31日までとする。
ただし、有効期間満了の前月末日までに、甲及び乙のいずれかから本協定を更新しない旨の通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定めない事項および本協定の解釈または履行につき疑義を生じた場合は、甲及び乙にて誠意をもって協議のうえ、円満に解決を図るものとする。

以上、本協定の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1

愛川町長 小野澤 豊
(自筆)

乙 神奈川県

三井住友海上火災保険株式会社

神奈川支社長

(自筆)